

# ご存じですか？国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることができません。

国民年金保険料の納め忘れなどにより、保険料の納付済期間が40年間に満たない場合は、60歳から65歳になるまでの間に国民年金に任意加入して、満額の年金に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受給するためには、保険料の納付済期間や保険料の免除期間等が原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます（ただし、昭和40年4月1日以前に生まれた方に限られます）。

また、海外に在住する日本国籍の方も国民年金に任意加入することができます。  
※任意加入には免除制度がありませんので、ご注意ください。



## カラ期間について

公的年金には、「カラ期間（合算対象期間）」というものが設けられています。カラ期間とは、年金額には反映されませんが、25年の資格期間には含まれる期間のことです。このカラ期間と年金の加入期間を合わせた期間が25年以上あれば、老齢基礎年金の資格期間を満たしたことになります。

### 主なカラ期間

- ① 昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの期間で厚生年金、船員保険、共済組合加入者の配偶者で国民年金に任意加入しなかった期間
- ② 平成3年3月までの学生で、国民年金に任意加入しなかった期間
- ③ 昭和36年以降の20歳から60歳までの間で日本国籍を持つ方が海外に在住していた期間 …… など

25年の老齢基礎年金の資格期間を満たせない方で、カラ期間となる可能性のある期間をもっていると思われる方は、市民課年金係またはコザ年金事務所にご相談ください。

# 遅延加算金法の施行について



### 【対象となる方】

① 平成21年4月30日（遅延加算金法の公布日の前日）以前に時効特例給付が支払われた方

※請求手続きが必要となります。

平成22年4月30日から5年以内にご請求ください。

※一定の要件を満たす方へ日本年金機構より手続きについてのダイレクトメールが10月以降に順次発送されます。

② 平成21年5月1日（遅延加算金法の公布日）以降に時効特例給付が支払われた方、または、これから支払われる方

※請求手続きは不要です。

自動的に手続きが行われ、お支払いされます。

### 遅延加算金についてのお問い合わせは

#### コザ年金事務所

☎ 933-3439

#### ねんきんダイヤル

☎ 0570-051165

へお願いいたします。



年金時効特例法（平成19年7月施行）により、年金記録の回復があった方へは年金（時効となる過去5年よりも以前の分）がさかのぼって支払われています。

「遅延加算金法」（平成22年4月30日施行）は、当時の年金（時効特例給付）が現在価値に見合う額になるよう、物価上昇相当分が遅延加算金として支払われるものです。